

第二期中期目標（法人素案）の修正等の基準について

地方独立行政法人法において、

- ・設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない（第 69 条）
- ・設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない（第 78 条第 2 項）

と定められていることから、法人が作成した第二期中期目標（法人素案）については、その意向を尊重し、以下に記載する例に該当する場合について、大学調整室において修正案を作成した。その後法人との調整を経て、結果を反映したものを、現時点で第二期中期目標（案）とする。

修正の例及びそのレベル

事 例	レベル 1	レベル 2
① 法律改正を要する事項など、名古屋市限りでは実施することができないため、中期目標に記載することにより責任を持って法人へその実施を求めることができないもの	○	—
② 財政上の観点から修正の必要があるもの	○	—
③ 法令違反又は社会通念上著しく妥当性を欠くと認められるもの	○	—
④ 「公立大学法人名古屋市立大学第二期中期目標策定方針」に示した内容に鑑み、修正等の必要があるもの	○	○
⑤ 「中間総括にかかる進捗状況報告書に関する名古屋市公立大学法人評価委員会意見書」で指摘された内容に鑑み、修正等の必要があるもの	○	○
⑥ 本市の施策や市民アンケート結果等に鑑み、修正等の必要があるもの	○	○

レベル 1：そのままの記述では中期目標として定めることが不適切であるため、一定の内容に記述をあらためる必要がある場合

レベル 2：基本的には法人の判断を尊重するものの、より適切な記載にする観点から、記述内容について検討を求める必要がある場合

(参考) 修正を行う場合の具体例

- ① 本市限りでは実施することができない事項について、断定的な記述となっているもの。
例) ××大学と統合し、××大学○○学部として新たな教育研究組織を整備する。
- ② キャンパス移転事業など施設整備費補助金等の多大な財政措置が必要な事項について、今後の財政措置の確実な見通しが立っていないにもかかわらず、断定的な記述となっているもの
例) ○○キャンパスを移転し、××キャンパスに統合する。
- ③ 法令違反や社会通念上、妥当性を欠くもの
例) 法人による債券発行を行い、新たな施設整備に充てる。
- ④ 「中期目標策定方針」に示した内容について、盛り込まれていないもの
例) 医薬看護学部による連携について記載を追加
- ⑤ 「中間総括評価委員会意見書」で指摘された内容について、盛り込まれていないもの
例) 学部学科の再編について「選択と集中」の視点を追加
- ⑥ 本市の施策に鑑み、修正等の必要があるもの
例) 市長の強い意向である寄附金収入の増加について記載を追加